

介護報酬算定構造のイメージ

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、介護報酬の算定構造イメージを作成したものであるが、具体的な内容については今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものである。

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(1)～(3)に引き続き生活援助を行った場合	注 3級訪問介護員により行われる場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (○○単位)	30分を増すごとに +○○単位 (1時間30分を上限とする)	×○○/100	×○○/100	夜間又は早朝の場合 +○○/100 深夜の場合 +○○/100	特定事業所加算(Ⅰ) +○○/100 特定事業所加算(Ⅱ) +○○/100 特定事業所加算(Ⅲ) +○○/100	+○○/100
	(2) 30分以上1時間未満 (○○単位)						
	(3) 1時間以上 (○○単位に30分を増すごとに +○○単位)						
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (○○単位)						
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (○○単位) (1時間30分を上限とする)						
ハ 通院等乗降介助 (1回につき ○○単位)							

特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域訪問入浴介護加算
訪問入浴介護費 (1回につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100

特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注		注	注	注	注	注
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇単位	処置の難易度が非常に高い場合 +〇〇単位 処置の難易度が 高い場合 +〇〇単位	死亡月につき在宅死の場合 +〇〇単位 在宅死以外の場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)							
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)							
	(2) 30分未満 (〇〇単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)							

： 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		リハビリテーション・マネジメント加算	短期集中リハビリテーション加算
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 (1日につき 〇〇単位)	+〇〇単位	退所・退院又は要介護度が上がった時から1月以内 +〇〇単位
	介護老人保健施設の場合		退所・退院又は要介護度が上がった時から1月起3月以内 +〇〇単位

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)(2以外) (〇〇単位)	注 情報提供が行われない場合 -〇〇単位 指導・助言が行われない場合 -〇〇単位	
	(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在総診を算定する場合) (〇〇単位)		
ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回を限度) (〇〇単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +〇〇単位	
	(2)薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		(一)月の1回目の場合 (〇〇単位)
			(二)月の2回目以降の場合 (〇〇単位)
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (〇〇単位)			
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (〇〇単位)			

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合 又は	大規模事業所 (利用者数〇 〇人超)の場 合	6時間以上8時間未 満の通所介護の前 後に日常生活上の 世話をを行う場合	専従の機能訓 練指導員を配 置し、個別機 能訓練計画を 作成した場合	入浴介助を 行った場合	管理栄養士を 配置して、栄養 改善のための 取組を実施し ている場合	歯科衛生士を 配置して、口腔 機能の向上の ための取組を 実施している 場合	若年認知症の 要介護者を対 象とした特別 のサービス提 供を実施して いる場合
イ 小規模事業所の場合	(1) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)	×〇〇/100								
		要介護1 (〇〇 単位)									
		要介護2 (〇〇 単位)									
		要介護3 (〇〇 単位)									
		要介護4 (〇〇 単位)									
	要介護5 (〇〇 単位)										
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)									
		要介護1 (〇〇 単位)									
		要介護2 (〇〇 単位)									
		要介護3 (〇〇 単位)									
		要介護4 (〇〇 単位)									
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)									
		要介護1 (〇〇 単位)									
		要介護2 (〇〇 単位)									
		要介護3 (〇〇 単位)									
要介護4 (〇〇 単位)											
ロ イ以外の場合	(1) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
		要介護1 (〇〇 単位)									
		要介護2 (〇〇 単位)									
		要介護3 (〇〇 単位)									
		要介護4 (〇〇 単位)									
	要介護5 (〇〇 単位)										
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)									
		要介護1 (〇〇 単位)									
		要介護2 (〇〇 単位)									
		要介護3 (〇〇 単位)									
		要介護4 (〇〇 単位)									
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)									
		要介護1 (〇〇 単位)									
		要介護2 (〇〇 単位)									
		要介護3 (〇〇 単位)									
要介護4 (〇〇 単位)											
ハ 療養通所介護費	(1) 3時間 以上6時間 未満 (1日につき 〇〇単位)										
	(2) 6時間 以上8時間 未満 (1日につき 〇〇単位)										

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注 2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護療養員の員数が基準を満たさない場合 又は	注 大規模専業所(利用者数100件超)の場合	注 6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	注 リハビリテーション・マネジメント加算	注 短期集中リハビリテーション加算	注 管理栄養士を配置して、栄養状態の向上のための取組を実施している場合	注 歯科衛生士を配置して、口腔機能の向上のための取組を実施している場合	注 若年認知症の要介護者を対象とした特別のサービス提供を実施している場合	
通常規模の医療機関の場合	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)	×〇〇/100											
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)												
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)												
通所リハビリテーション所の場合	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位		+〇〇単位		退所・退院又は要介護度が上がった時から1か月以内(1日につき+〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)												
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)												
介護老人保健施設の場合	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)	×〇〇/100						〇〇単位 (月1回を限度)					
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)												
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護(〇〇単位) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)												

8 短期入所生活介護費

基本部分				注			注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	利用者に対して送迎を行う場合
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型短期入所生活介護費	(一)単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位
			要介護1 (〇〇単位)					
			要介護2 (〇〇単位)					
			要介護3 (〇〇単位)					
			要介護4 (〇〇単位)					
	要介護5 (〇〇単位)							
	(二)単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	(2)併設型短期入所生活介護費	(一)併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)					
要介護1 (〇〇単位)								
要介護2 (〇〇単位)								
要介護3 (〇〇単位)								
(二)併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一)単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)					
			要介護1 (〇〇単位)					
			要介護2 (〇〇単位)					
			要介護3 (〇〇単位)					
			要介護4 (〇〇単位)					
	(二)単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護5 (〇〇単位)						
		経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
	(2)併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一)併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護4 (〇〇単位)					
			要介護5 (〇〇単位)					
経過的要介護 (〇〇単位)								
要介護1 (〇〇単位)								
(二)併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
ハ 栄養管理体制加算	(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
	(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
ニ 療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)							
ホ 緊急ショートステイネットワーク加算	(1日につき 〇〇単位を加算)							
ヘ 在宅中重度加算	(1)オンコール体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
	(2)在宅中重度者受入加算	{1}をとる場合 〇〇単位 {1}をとらない場合 〇〇単位						

※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準に満たない場合	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化され、個別リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合	認知症ケア加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一)介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	経過的要介護(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	片道につき+〇〇単位
		要介護1(〇〇単位)						
		要介護2(〇〇単位)						
		要介護3(〇〇単位)						
		要介護4(〇〇単位)						
	(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)<多床室>	経過的要介護(〇〇単位)						
		要介護1(〇〇単位)						
		要介護2(〇〇単位)						
		要介護3(〇〇単位)						
		要介護4(〇〇単位)						
(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	経過的要介護(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	片道につき+〇〇単位
		要介護1(〇〇単位)						
		要介護2(〇〇単位)						
		要介護3(〇〇単位)						
		要介護4(〇〇単位)						
	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)<ユニット型準個室>	経過的要介護(〇〇単位)						
		要介護1(〇〇単位)						
		要介護2(〇〇単位)						
		要介護3(〇〇単位)						
		要介護4(〇〇単位)						
(3)特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りショート)(〇〇単位)								
(4)緊急時施設療養費	(一)緊急時治療管理(1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)							
	(二)特定治療							
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)							
	(二)栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)							
(6)療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)							
(7)緊急ショートステイネットワーク加算	(1日につき 〇〇単位を加算)							

： 緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	注	注
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満 たさない場合	利用者の数 及び入院患者 の数の合計が入院 患者の定員を 超える場合	看護・介護職員 の員数が基準に満 たない場合 又は	看護師が基準 に定められた看護職員 の員数に20/100を乗 じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を 届出たもので、医師の 数が基準に定められた 医師の員数に60/100 を乗じて得た数未満 である場合 又は	僻地の医師確保計画を 届出たもので、医師の 数が基準に定められた 医師の員数に60/100 を乗じて得た数未満 である場合 又は	施設基準の 区分による療 養環境減算	医師の配置 について医 療法施行規 則第49条の 規定が適用 されている場 合	夜勤を行う職 員の勤務条 件に関する 基準の区分 による加算
(1)病院療養 病床短期入 所療養介護 費(1日につき)	a.病院療養 病床短期 入所療養 介護費 (i) <従来型個 室>	経過的要介護(〇〇単位)	一〇〇単位	×〇〇/100			病院療養病床 療養環境減算 (I) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等看護(I) +〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要介護1(〇〇単位)								
		要介護2(〇〇単位)								
		要介護3(〇〇単位)								
		要介護4(〇〇単位)								
	b.病院療養 病床短期 入所療養 介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護(〇〇単位)								
		要介護1(〇〇単位)								
		要介護2(〇〇単位)								
		要介護3(〇〇単位)								
		要介護4(〇〇単位)								
	a.病院療養 病床短期 入所療養 介護費 (i) <従来型個 室>	経過的要介護(〇〇単位)								
		要介護1(〇〇単位)								
要介護2(〇〇単位)										
要介護3(〇〇単位)										
要介護4(〇〇単位)										
b.病院療養 病床短期 入所療養 介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護(〇〇単位)									
	要介護1(〇〇単位)									
	要介護2(〇〇単位)									
	要介護3(〇〇単位)									
	要介護4(〇〇単位)									
(2)ユニット型 病院療養病 床短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型病院療養 病床短期入所療養介護 費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護(〇〇単位)	一〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	病院療養病床 療養環境減算 (II) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等看護(II) +〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要介護1(〇〇単位)								
		要介護2(〇〇単位)								
		要介護3(〇〇単位)								
		要介護4(〇〇単位)								
	(二)ユニット型病院療養 病床短期入所療養介護 費(II) <ユニット型準個室>	経過的要介護(〇〇単位)								
		要介護1(〇〇単位)								
		要介護2(〇〇単位)								
		要介護3(〇〇単位)								
		要介護4(〇〇単位)								
(3)特定病院療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇単位)										
(4)栄養管理 体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
(5)療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)									
(6)緊急ショートステイネットワーク加算	(1日につき 〇〇単位を加算)									
(7)特定診療費										

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1)診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<6:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護(〇〇単位)	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -〇〇単位 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -〇〇単位	片道につき +〇〇単位
			要介護1 (〇〇単位)		
			要介護2 (〇〇単位)		
			要介護3 (〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇単位)		
		要介護5 (〇〇単位)			
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	経過的要介護(〇〇単位)		
		要介護1 (〇〇単位)			
		要介護2 (〇〇単位)			
		要介護3 (〇〇単位)			
		要介護4 (〇〇単位)			
		要介護5 (〇〇単位)			
(2)ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護(〇〇単位)	×〇〇/100	
			要介護1 (〇〇単位)		
			要介護2 (〇〇単位)		
			要介護3 (〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇単位)		
		要介護5 (〇〇単位)			
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	経過的要介護(〇〇単位)		
		要介護1 (〇〇単位)			
		要介護2 (〇〇単位)			
		要介護3 (〇〇単位)			
		要介護4 (〇〇単位)			
		要介護5 (〇〇単位)			
(2)ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		経過的要介護(〇〇単位)		
			要介護1 (〇〇単位)		
			要介護2 (〇〇単位)		
			要介護3 (〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇単位)		
		要介護5 (〇〇単位)			
		(二)ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護(〇〇単位)		
		要介護1 (〇〇単位)			
		要介護2 (〇〇単位)			
		要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)				
	要介護5 (〇〇単位)				
(3)特定診療所療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート)		(〇〇単位)			
(4)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
(5)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					
(6)緊急ショートステイネットワーク加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					
(7)特定診療費					

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合		
(1)認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
			要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
			要介護3 (〇〇単位)						
			要介護4 (〇〇単位)						
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
			要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
			要介護3 (〇〇単位)						
			要介護4 (〇〇単位)						
(2)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
			要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
			要介護3 (〇〇単位)						
			要介護4 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
			要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
			要介護3 (〇〇単位)						
			要介護4 (〇〇単位)						
(3)特定認知症疾患型短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇単位)	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
			要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
			要介護3 (〇〇単位)						
			要介護4 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
			要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
			要介護3 (〇〇単位)						
			要介護4 (〇〇単位)						
(4)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(5)療養食加算									
(6)緊急ショートステイネットワーク加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
(7)特定診療費									

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 基準適合診療所 短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇単位)		
(2) 基準適合診療所 短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき) <多床室>	経過的要介護 (〇〇単位)		
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇単位)		
(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇単位)			
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
(5) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費	経過的要介護 (単位)	×〇〇/100	+〇〇単位	訪問介護 〇〇単位 訪問入浴介護 〇〇単位 訪問看護 〇〇単位 訪問リハビリテーション 〇〇単位 通所介護 〇〇単位 通所リハビリテーション 〇〇単位 福祉用具貸与 ※：ただし、基本部分も含めて〇〇単位を上限とする(要介護度別)
	要介護1 (単位)			
	要介護2 (単位)			
	要介護3 (単位)			
	要介護4 (単位)			
要介護5 (単位)				
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (〇〇単位)				
ハ オンコール体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
	認知症老人徘徊感知機器	
移動用リフト		

※ 支給要件については検討中。
 ※ 特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 特定事業所集中減算加算
イ 居宅介護支援費	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2 (〇〇単位)		+〇〇/100	-〇〇単位
		要介護3・4・5 (〇〇単位)			
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2 (〇〇単位)			
		要介護3・4・5 (〇〇単位)			
	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2 (〇〇単位)			
		要介護3・4・5 (〇〇単位)			
ロ 初回加算		(初回: 1月につき+〇〇単位) (退院・退所時: 1月につき+〇〇単位)			
ハ 特定体制整備事業所加算		(1月につき +〇〇単位)			

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	高度化対応加算	高度化対応未実施減算	専任の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	専任の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	専任の障害者生活支援員を配置している場合
イ 介護福祉施設サービス	(1)介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位						
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(2)介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
ロ ユニット型介護福祉施設サービス	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位						
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(2)ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
ハ ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス	(1)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位						
		要介護2・3 (〇〇単位)										
		要介護4・5 (〇〇単位)										
		要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2・3 (〇〇単位)										
	(2)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2・3 (〇〇単位)										
		要介護4・5 (〇〇単位)										
		要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2・3 (〇〇単位)										
注 外泊時費用			入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定									
注 感染症管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)												
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)												
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ニ 退所時等相談援助加算												
(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定)												
(2)退所時相談援助加算 (〇〇単位)			注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合									
(3)退所前連携加算 (〇〇単位)			注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合									
ホ 栄養管理体制加算												
(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ト 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
チ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
リ ターミナルケア加算												
(1)ターミナルケア加算(Ⅰ)施設・在宅死の場合												
(2)ターミナルケア加算(Ⅱ)(1)以外の場合												
ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ル ホームシェアリング対応加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												

2 介護保健施設サービス

基本部分		注		注	注	注	注			
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		入所者の数が入所定員を超える場合		医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	リハビリテーション・マネジメント加算	短期集中リハビリテーション加算	短期集中リハビリテーション加算(認知症高齢者に対して行われる場合に限る。)	認知症ケア加算		
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位 (入所から3か月以内に 限る。)	+〇〇単位 (入所から3か月以内に 限る。)	+〇〇単位
	(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)								
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位 (入所から3か月以内に 限る。)	+〇〇単位 (入所から3か月以内に 限る。)	+〇〇単位
	(二) ユニット型小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)								
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	(1) 退所時等指導加算	(一) 退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、〇〇単位を算定)		注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合				
	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)	(二) 退所時指導加算 (〇〇単位) (三) 退所時情報提供加算 (〇〇単位) (四) 退所前連携加算 (〇〇単位)								
ホ 緊急時施設要費	(1) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)									
ヘ 栄養管理 体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 〇〇単位を加算)									
チ 経口移行加算	(1日につき 〇〇単位を加算)									
リ 療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)									
ヌ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 〇〇単位を加算)									

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション・マネジメント加算、短期集中リハビリテーション加算、認知症短期集中リハビリテーション加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注							注	注	注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	入院患者の数が 入院患者の 定員を超える場 合	看護・介護職員 の員数が基準 を満たさない場 合 又は	介護支援専門 員の員数が基 準を満たさない 場合 又は	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100を 乗じて得た数未 満の場合 又は	僻地の医師確保 計画を届出した もので、医師の 数が基準に定め られた医師の員 数に60/100を 乗じて得た数未 満である場合 又は	僻地の医師確保 計画を届出した もので、医師の 数が基準に定め られた医師の員 数に60/100を 乗じて得た数未 満である場合 又は	施設基準の区 分による療養 環境減算	医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている場 合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による加 算	
(1)療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)療養型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		b療養型介護療養施設サービス費(ii) <多居室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		b療養型介護療養施設サービス費(ii) <多居室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
	(二)療養型介護療養施設サービス費(II) 看護<6:1> 介護<5:1>	b療養型介護療養施設サービス費(ii) <多居室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		b療養型介護療養施設サービス費(ii) <多居室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		b療養型介護療養施設サービス費(ii) <多居室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
	(三)療養型介護療養施設サービス費(III) 看護<6:1> 介護<6:1>	a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
		b療養型介護療養施設サービス費(ii) <多居室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>		要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
b療養型介護療養施設サービス費(ii) <多居室>		要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
a療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>		要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
(2)ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
		要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
		要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
		要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
		要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)										
(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)											
	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)											
	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)											
	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)											
	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)											
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定											
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定											
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)												
注 身体的東廃止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)												
(3)初期加算 (1日につき +〇〇単位)												
(4)退院時指導等加算	(一)退院時指導加算	a退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)										
		b退院時指導加算 (〇〇単位)										
		c退院時情報提供加算 (〇〇単位)										
		d退院前連携加算 (〇〇単位)										
(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 〇〇単位を算定)												
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(6)栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
(7)経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
(8)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
(9)在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
(10)特定診療費(リハビリテーション等の見直しを含む。)												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算	
(1)診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位 診療所療養病床療養環境減算(II) -〇〇単位
			要介護2 (〇〇単位)		
			要介護3 (〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇単位)		
			要介護5 (〇〇単位)		
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)		
			要介護2 (〇〇単位)		
			要介護3 (〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇単位)		
			要介護5 (〇〇単位)		
(2)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位 診療所療養病床療養環境減算(II) -〇〇単位
			要介護2 (〇〇単位)		
			要介護3 (〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇単位)		
			要介護5 (〇〇単位)		
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)		
			要介護2 (〇〇単位)		
			要介護3 (〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇単位)		
			要介護5 (〇〇単位)		
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、〇〇単位を算定				
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定				
注 安全管理体制未実施減算	(1日につき 〇〇単位を減算)				
注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 〇〇単位を減算)				
(3)初期加算	(1日につき +〇〇単位)				
(4)退院時指導等加算	(一)退院時等指導加算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、 〇〇単位を算定)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	
		b.退院時指導加算	(〇〇単位)		
		c.退院時情報提供加算	(〇〇単位)		注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		d.退院前連携加算	(〇〇単位)		注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)				
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算	(1日につき 〇〇単位を加算)			
	(二)栄養士配置加算	(1日につき 〇〇単位を加算)			
(6)栄養マネジメント加算	(1日につき 〇〇単位を加算)				
(7)経口移行加算	(1日につき 〇〇単位を加算)				
(8)療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)				
(9)在宅復帰支援機能加算	(1日につき 〇〇単位を加算)				
(10)特定診療費(リハビリテーション等の見直しを含む。)					

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注															
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合										
(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)看護(3.1)介護(6.1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)<従来型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100										
		b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)<多床室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)																
		(二)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)看護(4.1)介護(6.1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)<従来型個室>							要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
			b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)<多床室>							要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)									
			(2)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)							(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)看護(3.1)介護(6.1)	aユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)<ユニット型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)							
											bユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)<ユニット型準個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)							
	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)看護(4.1)介護(6.1)										aユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)<ユニット型個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)							
											bユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)<ユニット型準個室>	要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)							
		注 外泊時費用									入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定								
		注 他科受診時費用									入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定								
		注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)																	
		注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)																	
(3)初期加算 (1日につき +〇〇単位)																			
(4)退院時指導等加算 (1日につき)	(一)退院時等指導加算	a退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)			注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合														
		b退院時指導加算 (〇〇単位)																	
		c退院時情報提供加算 (〇〇単位)																	
		d退院前連携加算 (〇〇単位)																	
(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)																			
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																		
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																		
(6)栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																			
(7)経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																			
(8)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																			
(9)在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																			
(10)特定診療費(リハビリテーション等の見直しを含む。)																			

介護予防サービス

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問介護費
 - 2 介護予防訪問入浴介護費
 - 3 介護予防訪問看護費
 - 4 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 5 介護予防居宅療養管理指導費
 - 6 介護予防通所介護費
 - 7 介護予防通所リハビリテーション費
 - 8 介護予防短期入所生活介護費
 - 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 11 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合	注 特別地域訪問介護加算
イ 要支援1	(1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ) (1月につき ○○単位)	×○○/100	+○○/100
	(2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○○単位)		
ロ 要支援2	(1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ) (1月につき ○○単位)		
	(2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○○単位)		
	(3) 介護予防訪問介護費(Ⅲ) (1月につき ○○単位)		

特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域訪問入浴介護加算
介護予防訪問入浴介護費 (1回につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100

特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注
		准看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算
		指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合				
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	処置の難易度が非常に高い場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	処置の難易度が 高い場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					

： 特別地域訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注
			リハビリテーション・マネジメント加算	短期集中リハビリテーション加算
介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合	(1日につき 〇〇単位)	+〇〇単位	退所・退院又は要介護度が上がった時から3月以内 +〇〇単位

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)((2)以外) (〇〇単位)	(〇〇単位)	注 情報提供が行われない場合 -〇〇単位 指導・助言が行われない場合 -〇〇単位
	(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在総診を算定する場合) (月2回を限度)		
ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回を限度) (〇〇単位)	(一)月の1回目の場合 (〇〇単位) (二)月の2回目以降の場合 (〇〇単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +〇〇単位
	(2)薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (〇〇単位)			
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (〇〇単位)			

6 介護予防通所介護費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ロ アクティビティ加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ニ 栄養マネジメント加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ヘ 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)			

※ アクティビティ加算は、ハ、ニ又はホのいずれかが算定されている時は算定しない。

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ハ 栄養マネジメント加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ホ 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)			

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型介護予防短期入所生活介護費	(一)単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
			要支援2 (〇〇 単位)				
		(二)単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<多居室>	要支援1 (〇〇 単位)				
			要支援2 (〇〇 単位)				
	(2)併設型介護予防短期入所生活介護費	(一)併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)				
			要支援2 (〇〇 単位)				
		(二)併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<多居室>	要支援1 (〇〇 単位)				
			要支援2 (〇〇 単位)				
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
			要支援2 (〇〇 単位)				
		(二)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇 単位)				
			要支援2 (〇〇 単位)				
	(2)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (〇〇 単位)				
			要支援2 (〇〇 単位)				
		(二)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇 単位)				
			要支援2 (〇〇 単位)				
ハ 栄養管理体制加算	(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
	(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
ニ 療養食加算		(1日につき 〇〇単位を加算)					

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準に満たない場合 又は	リハビリ体制（理学療法士等の配置）が強化され、個別リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
		要支援2 (〇〇 単位)				
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 (〇〇 単位)				
		要支援2 (〇〇 単位)				
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
		要支援2 (〇〇 単位)				
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要支援1 (〇〇 単位)				
		要支援2 (〇〇 単位)				
(3) 緊急時施設療養費		(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)				
		(二) 特定治療				
(4) 栄養管理体制加算		(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
(5) 療養食加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				

⋯⋯⋯ : 緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、個別リハビリテーション加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算
(1)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<4:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)	-〇〇単位	×〇〇/100		-〇〇単位		病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -〇〇単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +〇〇単位	利用者につき +〇〇単位
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1(〇〇単位)								
		要支援2(〇〇単位)									
		要支援2(〇〇単位)									
	(二)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)								
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1(〇〇単位)								
		要支援2(〇〇単位)									
		要支援2(〇〇単位)									
	(三)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)								
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1(〇〇単位)								
		要支援2(〇〇単位)									
		要支援2(〇〇単位)									
(2)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1(〇〇単位)									
	(二)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援1(〇〇単位)									
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
(4)療養食加算											
(5)特定診療費											

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1)診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位	片道につき +〇〇単位	
		要支援2 (〇〇 単位)				
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>				要支援1 (〇〇 単位)
						要支援2 (〇〇 単位)
	(二)診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>				要支援1 (〇〇 単位)
						要支援2 (〇〇 単位)
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>				要支援1 (〇〇 単位)
						要支援2 (〇〇 単位)
(2)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (〇〇 単位)				
		要支援2 (〇〇 単位)				
	(二)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇 単位)				
		要支援2 (〇〇 単位)				
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					
(4)療養食加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
(5)特定診療費						

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
			要支援2 (〇〇単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
	(二)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
(2)ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
	(二)ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(4)療養食加算									
(5)特定診療費									

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
	要支援2 (〇〇 単位)		
(2) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要支援1 (〇〇 単位)		
	要支援2 (〇〇 単位)		
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
(4) 療養食加算			
		(1日につき 〇〇単位を加算)	

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	+〇〇単位	
	要支援2 (〇〇単位)			
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (〇〇単位)				訪問介護 〇〇単位 訪問入浴介護 〇〇単位 訪問看護 〇〇単位 訪問リハビリテーション 〇〇単位 通所介護 〇〇単位 通所リハビリテーション 〇〇単位 福祉用具貸与 ※ ただし、基本部分も含めて〇〇単位を上限とする(要支援度別)

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
認知症老人徘徊感知機器		
移動用リフト		

 : 特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
 ※ 支給要件については検討中。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分

イ 介護予防支援費 (〇〇単位)

ロ 初回加算 (〇〇単位)

地域密着型サービス

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合
イ 夜間対応型訪問介護費(I)	オペレーションセンターサービス (1月につき ○○単位)	×○○/100
	定期巡回型 (1回につき ○○単位)	
	随時対応型 1人対応の場合 (1回につき ○○単位)	
随時対応型 2人対応の場合 (1回につき ○○単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(II) (1月につき ○○単位)		

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○○/100

2 認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注		注	注	注						
				2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	6時間以上8時間未 満の認知症対応 型通所介護の前後に 日常生活上の世話 を行う場合	専従の機能訓 練指導員を配 置し、個別機能 訓練計画を作 成した場合	入浴介助を 行った場合						
イ 認知症対 応型通所介 護費(Ⅰ)	(1) 認知症 対応型通所 介護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)	×〇〇/100											
			要介護1 (〇〇 単位)												
			要介護2 (〇〇 単位)												
			要介護3 (〇〇 単位)												
			要介護4 (〇〇 単位)												
		要介護5 (〇〇 単位)													
		(二) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)												
			要介護1 (〇〇 単位)												
			要介護2 (〇〇 単位)												
			要介護3 (〇〇 単位)												
			要介護4 (〇〇 単位)												
		(三) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)												
			要介護1 (〇〇 単位)												
			要介護2 (〇〇 単位)												
			要介護3 (〇〇 単位)												
	要介護4 (〇〇 単位)														
	(2) 認知症 対応型通所 介護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)	×〇〇/100						×〇〇/100	×〇〇/100	8時間以上9時間未 満の場合 +〇〇単位	9時間以上10時間未 満の場合 +〇〇単位		1日につき +〇〇単位
			要介護1 (〇〇 単位)												
要介護2 (〇〇 単位)															
要介護3 (〇〇 単位)															
要介護4 (〇〇 単位)															
要介護5 (〇〇 単位)															
(二) 4時間以上 6時間未満		経過的要介護 (〇〇 単位)													
		要介護1 (〇〇 単位)													
		要介護2 (〇〇 単位)													
	要介護3 (〇〇 単位)														
(三) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)														
	要介護1 (〇〇 単位)														
	要介護2 (〇〇 単位)														
	要介護3 (〇〇 単位)														
ロ 認知症対 応型通所介 護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)	×〇〇/100	8時間以上9時間未 満の場合 +〇〇単位	9時間以上10時間未 満の場合 +〇〇単位										
		要介護1 (〇〇 単位)													
		要介護2 (〇〇 単位)													
		要介護3 (〇〇 単位)													
		要介護4 (〇〇 単位)													
	要介護5 (〇〇 単位)														
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)													
		要介護1 (〇〇 単位)													
		要介護2 (〇〇 単位)													
		要介護3 (〇〇 単位)													
		要介護4 (〇〇 単位)													
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇 単位)													
		要介護1 (〇〇 単位)													
		要介護2 (〇〇 単位)													
		要介護3 (〇〇 単位)													
要介護4 (〇〇 単位)															
ハ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)															
ニ 口腔機能向上加算 (1日につき 〇〇単位を加算)															

3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	登録者数が登録定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1日につき)	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
	要介護1 (〇〇単位)			
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
要介護5 (〇〇単位)				
ロ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				

4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注		注
		利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算
イ 認知症対応型共同生活介護費	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
	要介護5 (〇〇単位)			
ロ 短期利用共同生活介護費	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算(ロの場合を除く。))				
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				

※ 介護従事者の人員配置減算を適用する場合には、夜間ケア加算は算定できない。

5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護2 (〇〇 単位)		
	要介護3 (〇〇 単位)		
	要介護4 (〇〇 単位)		
	要介護5 (〇〇 単位)		
ロ オンコール体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			

6 地域密着型介護福祉施設サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	重度化対応加算	重度化対応未実施減算	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	専従の障害者生活支援員を配置している場合
イ	地域密着型介護福祉施設サービス	(1)地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき) (一)地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位) (二)地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位) (2)旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき) (一)旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位) (二)旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位)				+〇〇単位						
ロ	ユニット型介護老人福祉施設における地域密着型介護福祉施設サービス	(1)ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき) (一)ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位) (二)ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位) (2)ユニット型旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき) (一)ユニット型旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位) (二)ユニット型旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉 要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位)	×〇/100	×〇/100	×〇/100	×〇/100		-〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
ハ	サテライト型地域密着型介護福祉施設サービス	(1)地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉(1日につき) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位) (2)地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉(1日につき) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)				+〇〇単位						
ニ	ユニット型サテライト型介護老人福祉施設における地域密着型介護福祉施設サービス	(1)ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉(1日につき) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位) (2)ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉(1日につき) 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)						-〇〇単位				
注	外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定										
注	安全管理体制未実施減算	(1日につき 〇〇単位を減算)										
注	身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 〇〇単位を減算)										
ホ	初期加算	(1日につき 〇〇単位を加算)										
ヘ	退所時等相談援助加算	(1)退所前後訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定) (2)退所時相談援助加算 (〇〇単位) (3)退所前運搬加算 (〇〇単位)										
注		入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合										
注		居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合										
ト	栄養管理体制加算	(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
チ	栄養マネジメント加算	(1日につき 〇〇単位を加算)										
リ	経口移行加算	(1日につき 〇〇単位を加算)										
ヌ	療養加算	(1日につき 〇〇単位を加算)										
ル	ターミナルケア加算	(1)ターミナルケア加算(Ⅰ)施設・在宅死の場合 (2)ターミナルケア加算(Ⅱ)(1)以外の場合										
ヲ	在宅復帰支援機能加算	(1日につき 〇〇単位を加算)										
ワ	ホームシェアリング対応加算	(1日につき 〇〇単位を加算)										
カ	小規模住宅集合型施設加算	(1日につき 〇〇単位を加算)										

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注								
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ)(旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (単位)	×〇〇/100	利用者数が利用定員を超える場合又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	6時間以上8時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	入浴介助を行った場合						
			要支援2 (単位)												
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (単位)												
			要支援2 (単位)												
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (単位)												
			要支援2 (単位)												
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ)(旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (単位)							×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	8時間以上9時間未満の場合 +〇〇単位 9時間以上10時間未満の場合 +〇〇単位	+〇〇単位	1日につき +〇〇単位
			要支援2 (単位)												
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (単位)												
			要支援2 (単位)												
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (単位)												
			要支援2 (単位)												
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	8時間以上9時間未満の場合 +〇〇単位 9時間以上10時間未満の場合 +〇〇単位	+〇〇単位	1日につき +〇〇単位							
		要支援2 (単位)													
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 (単位)													
		要支援2 (単位)													
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援1 (単位)													
		要支援2 (単位)													
ハ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)															
ニ 口腔機能向上加算 (1日につき 〇〇単位を加算)															

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	登録者数が登録定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1日につき)	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
	要支援2 (〇〇 単位)			
ロ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注		注
			利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2	(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費	要支援2	(〇〇単位)			1日につき +〇〇単位
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					

※ 介護従事者の人員配置減算を適用する場合には、夜間ケア加算は算定できない。